

質問書に対する回答⑦

件名) 常磐自動車道 宮田川橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P5 8-4移動式防護柵規制	<p>図面番号155/165を拝見いたしますと、移動式防護柵にはロードジッパーシステムが計画されていると思われませんが、特記仕様書P5 8-4移動式防護柵規制に『移動式防護柵の設置、撤去並びに移動に伴い必要となる交通規制は、受注者で行うものとする。』と記載があります。この作業は以下のどれに該当するのでしょうか、ご教示願います。</p> <p>①コンクリート製移動式防護柵（ロードジッパーシステム）自体の材料費は発注者所有資材のため、受注者は金額計上しないが現地の設置撤去およびこれに伴う規制費のみ計上する。 ②コンクリート製移動式防護柵（ロードジッパーシステム）自体の材料費も、現地の設置撤去およびこれに伴う規制費も全て受注者が計上する。</p>	<p>①②いずれにも該当しません。 特記仕様書8-4に記載の「移動式防護柵の設置、撤去並びに移動」とは移動式防護柵規制のことを指し、移動式防護柵規制は発注者が行うため、コンクリート製防護ブロックの材料費及び設置・撤去並びに移動に要する費用は計上不要です。</p>
2	特記仕様書P5 8-4移動式防護柵規制	<p>コンクリート製移動式防護柵は発注者所有のものと考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>その通りです。</p>
3	特記仕様書P5 8-4移動式防護柵規制	<p>ここに記載されている『移動式防護柵の設置、撤去並びに移動』の作業については以下のどれでお考えでしょうか、ご教示願います。</p> <p>①発注者が行う ②受注者が行う</p>	<p>①です。</p>
4	特記仕様書P5 8-4移動式防護柵規制	<p>コンクリート製移動式防護柵自体の材料費を受注者で計上する場合『購入品』か『リース品』どちらでお考えでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>コンクリート製防護ブロックの材料費は計上不要です。</p>